

全国産業教育振興会連絡協議会会則

制 定	昭和 29 年 11 月 11 日
一部改正	〃 31 年 5 月 26 日
〃	〃 32 年 5 月 28 日
〃	〃 37 年 5 月 31 日
〃	〃 40 年 5 月 28 日
〃	〃 44 年 5 月 31 日
〃	〃 48 年 5 月 29 日
〃	〃 50 年 5 月 29 日
〃	〃 52 年 5 月 28 日
〃	〃 55 年 5 月 28 日
〃	平成 6 年 7 月 14 日
〃	平成 14 年 4 月 1 日
〃	平成 22 年 4 月 1 日
〃	平成 24 年 4 月 1 日

第 1 条 本会は全国産業教育振興会連絡協議会と称し事務所を公益財団法人産業教育振興中央会（以下「産業教育振興中央会」という。）に置く。

第 2 条 本会は全国における産業教育振興機関の相互の連絡協調をはかり各機能を十分に発揮せしめることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 各産業教育振興機関の連絡
- 2 各産業教育振興機関の事業の協調
- 3 産業教育振興中央会の事業に対する協力
- 4 情報収集及び提供

第 4 条 本会の会員は産業教育振興中央会及び各都道府県の産業教育振興会とする。

第 5 条 会員の負担金は年額 6 万 5 千円とする。

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

理 事 20 名以内(互選により内 1 名は理事長、若干名は常務理事となる。)

監 事 2 名以内

会長・副会長・理事・監事は評議員会で選任する。但し第 1 年度の理事は創立総会で選任する。

評議員 若干名(互選により内 1 名は評議員会長となる)

評議員は各参加団体より 2 名宛推薦する。但し産業教育振興中央会よりの推薦者数は他の団体よりの推薦者数の合計の 2 分の 1 を超えないこととする。

顧 問 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、評議員会の推薦により会長これを委嘱する。顧問は、本会の重要事項に関し諮問に応

ずる。

第7条 本会に書記若干名を置く。

書記は理事長これを任免する。

第8条 役員の任期は1年とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

理事長は会務を掌理する。

常務理事は常時会務を処理する。

理事は理事会を組織し会務を処理し事業を遂行する。

監事は会務並びに会計を監査する。

評議員は評議員会を組織し重要な会務について評議する。

第10条 本会の会議を分けて次のとおりとする。

理事会

評議員会

理事会は必要に応じて理事長これを招集し、その議長となり評議員会に付議すべき事項等を審議する。評議員会は必要に応じて会長これを招集し、その議長となり重要な会務について評議決定する。

第11条 本会の経費は負担金、寄附金、及びその他をもってこれにあてる。本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会は昭和29年11月11日から実施する。